

【文献番号】 25594913
【文献種別】 判決／東京地方裁判所（第一審）
【裁判年月日】 令和 4年11月25日
【事件番号】 令和3年（ワ）第12015号
【事件名】 地位確認及び損害賠償請求事件
【著名事件名】 東京土建一般労働組合事件
【事案の概要】

原告らは、労働組合である被告の組合員として、原告Aが中央副執行委員長、原告B及び原告Cが常任中央執行委員を務めていたところ、原告らが別個の団体を結成して活動したことが、被告に対する分裂行動に当たるとして、それぞれ、除名、権利停止及び役職罷免とする各統制処分を受け、これに対して原告らが、原告らの団体としての活動は統制事由に該当せず、仮に該当するとしても、本件各統制処分は、明らかに過大であって、適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められず無効であり、原告らに対する不法行為に該当する旨主張して、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあることの確認、並びに損害賠償等の支払を求めた事案で、原告らの活動は、被告による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすものとはいえず、また、原告らの活動は、その内容面においては被告の方針に沿うものであり、相手方との関係において、被告の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難く、原告らの活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえないとして、原告らの請求を一部認容した事例。

【判示事項】 [労働開発研究会／TKC]

1. 本件訴えのうち、Aが組合に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分、Bが組合に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分及びCが組合に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分は、いずれも組合員らが組合の本部役員としての権利を有する地位にあったという過去の法律関係の確認を求めるものであり、組合員らの現在の法律関係をめぐる紛争の解決のために適切かつ必要なものとはいえず、確認の利益を欠くから、不適法として却下を免れないとされた例
2. 組合員らの活動は、組合による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに組合の分裂を企て、組合に混乱をもたらすものとはいえず、また、組合員らの活動は、その内容面においては組合の方針に沿うものであり、相手方との関係において、組合の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、組合の内部に別組織を形成し、組合の分裂を図ったものとは直ちに認め難いから、組合員らの未来の会としての活動が、組合の分裂を企て、組合に混乱をもたらす行為であったとはいえず、本件規約40条1項4号の統制事由に該当するとは認められず、したがって、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き無効であるから、組合員らの請求のうち、A及びBがそれぞれ組合に対し組合員としての権利を有する地位にあることの確認を求める部分並びに組合がCに対し令和2年11月2日付けでした統制処分が無効であることの確認を求める部分はいずれも理由があるとされた例
3. 統制委員会の答申書では、統制事由に該当する事情の一つとして、組合員らが組合と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、組合員らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていたところ、統制委員会が令和2年10月25日までには当該メッセージの内容を把握していたにもかかわらず、当該メッセージの内容について組合員らに弁明の機会が付与されたことを認めるに足る証拠はなく、また、そもそも令和2年10月1日の第7回中央執行委員会では統制委員会に対し統制処分の申立てをすることについて相当数の反対票が投じられ、統制処分の可否自体については慎重に賛否を集計すべき状況であったにもかかわらず

ならず、同年11月2日の第8回中央執行委員会においては、会場
に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表
示によって採決が行われ、賛成多数として統制委員会の答申を承認
する旨議決されており、投票の秘密性も担保されず、また、賛成が
多数か否かも不明瞭な投票方法によって、採決が行われたというこ
とができ、手続として不適正であったといわざるを得ないから、本
件各統制処分は、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であつ
たとは認められないとされた例

4. 本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠く上、適正な手続を経
ておらず、社会通念上相当であったとは認められないから、故意又
は過失によって組合員らの権利又は法律上保護された利益を侵害し
たものといふことができ、組合員らに対する不法行為に該当し、組
合員らは、本件各統制処分によって、それぞれ除名又は権利停止と
なり、同処分を受けた令和2年11月から組合の役員としての任期
満了が予定されていた令和3年3月までの5か月分の役職手当の支
払を受けておらず、これらは組合員らが不法行為によって被った損
害（Aが35万円、Bが25万円、Cが25万円）と認められ、そ
して、組合員らが本件各統制処分によって被った精神的苦痛に対す
る慰謝料はそれぞれ10万円とするのが相当であるから、組合員ら
は、それぞれ組合に対し、次の各合計金額等の支払を求める請求権
を有するとされた例

【裁判結果】 一部認容、一部棄却、一部却下
【裁判官】 前澤達朗 山崎雄大 山田悠一郎

《全文》

【文献番号】 25594913

地位確認及び損害賠償請求事件
東京地方裁判所令和3年（ワ）第12015号
令和4年11月25日民事第11部判決
口頭弁論終結日 令和4年9月14日

判 決

原告 A
原告 B
原告 C
上記3名訴訟代理人弁護士 吉岡桂輔
同 吉岡真帆
同 秦竜也
同 中田成徳
被告 東京土建一般労働組合
同代表者 D
被告訴訟代理人弁護士 水津正臣
同 大塚康貴
同 若杉千秋
同 岩田真由美

主 文

1 本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての
権利を有する地位にあったことの確認を求める部分、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執
行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分及び原告Cが被告に対し同
日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分をいずれ
も却下する。

2 原告Aと被告との間において、原告Aが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位
にあることを確認する。

3 被告は、原告Aに対し、45万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで
年3分の割合による金員を支払え。

4 原告Bと被告との間において、原告Bが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位
にあることを確認する。

- 5 被告は、原告Bに対し、35万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 原告Cと被告との間において、被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であることを確認する。
- 7 被告は、原告Cに対し、35万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 8 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 9 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。
- 10 この判決は、第3項、第5項及び第7項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 原告Aについて

- (1) 原告Aが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Aに対し、135万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 原告Bについて

- (1) 原告Bが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Bに対し、125万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 原告Cについて

- (1) 被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であること及び原告Cが被告に対し令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Cに対し、125万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

原告らは、労働組合である被告の組合員として、それぞれ任期を令和3年3月14日までとし、原告A（以下「原告A」という。）が中央副執行委員長を、原告B（以下「原告B」という。）及び原告C（以下「原告C」という。）が常任中央執行委員を務めていたところ、「東土建未来の会」と称する会（以下「未来の会」という。）を結成して活動したことが、被告に対する分裂行動に当たるとして、それぞれ令和2年11月4日付けで、被告の中央執行委員会から、原告A及び原告Bを除名とし、原告Cを権利停止及び役職罷免とする各統制処分（以下併せて「本件各統制処分」という。）を受けた。

本件は、原告らが、原告らの未来の会としての活動は統制事由に該当せず、仮に該当するとしても、本件各統制処分は、明らかに過大であって、適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められず無効であり、原告らに対する不法行為に該当する旨主張して、被告に対し、原告Aが、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求1（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として135万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求1（2））を、原告Bが、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求2

（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として125万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求2（2））を、原告Cが、被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求3（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として125万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求3（2））を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

ア 被告は、主として建設産業に従事し、東京都内に居住する労働者をもって組織された労働組合であり、労働者の経済的、社会的、政治的地位の向上を図ること等を目的として、建設労働者の雇用の安定、仕事確保、労働条件改善のための活動等を行っている。

被告は、本部、支部等の組織によって構成されており、このうち本部には、大会、中央委員会及び中央執行委員会の各機関が置かれ、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、常任中央執行委員、中央執行委員等の役員が置かれている。そして、中央執行委員会

は、2か月に1回以上会議を開き、大会及び中央委員会の議決の執行、緊急事項の処理等に責任を負うこととされている。その他、被告においては、四役会議と称して、被告本部の書記長、書記次長、中央執行委員長及び中央副執行委員長を構成員とする会議が開かれることがある。

また、被告の支部としては、東京都内の地域を対象とする36の支部があり、各支部に本部と同様の役員が置かれている。

なお、被告は、建設産業に関する東京都内の労働組合等によって構成される全建総連東京都連合会（以下「都連」という。）に所属している。

（甲2、4）

イ 原告Aは、昭和59年に被告に加入し、平成31年3月に本部の中央副執行委員長に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。また、原告Aは、被告の産業対策委員会（貸金対策部、職域対策部、労働対策部、技術対策部等の5専門部を総括する委員会）の責任者を兼務していた。

原告Bは、昭和61年に被告に加入し、平成28年3月に本部の常任中央執行委員に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。

原告Cは、昭和62年に被告に加入し、令和2年3月に本部の常任中央執行委員に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。

（甲2、27ないし29）

（2）未来の会の設立、活動等に関する経緯

ア 被告の本部や支部では、従前から政党との懇談等の活動が行われていたところ、令和元年6月3日の第3回中央執行委員会において、大田支部から、各政党と懇談し、住宅リフォーム助成制度の予算を獲得したとして、「本部でも有志で協力してくれる政党と勉強会を立ち上げたいので協議していただきたい。」との要望が述べられた。

これを受けて、同年7月1日の第4回中央執行委員会において、墨田支部から、大田支部の前記要望について、「日本共産党だけではなく色々な政党に懇談を持ちかけたらどうか、という提案があったと思いますが。」と質問がされたことに対し、本部の書記長は、「これまでも共産党だけではなく、各政党との懇談はしています。大田支部の前の報告は政党と学習会をしているという報告だったと思います。この件については常任中執会議でも話が出ていますので、四役会議で協議してから来月報告させていただきます。ただ政党別の勉強会をするということではなく、どこの会派でも政党でも意見交換をしていくということを踏まえて協議していきます。」と答弁した。

そして、本部の書記長は、同年8月1日の第5回中央執行委員会において、政党との勉強会について、後援会活動として進めることを確認した上、世田谷支部からの「本部で全ての政党との勉強会を後援会活動として確認するという事は、支部でもそれを認めるということか。」との質問に対し、「本部で推進するという事ではなく、組合の方針と綱領に照らしながら、組合員さん個人の後援会活動を妨げるものではないと理解していただきたい。」と答弁した。

（甲10の1・2、34の1・2、35の1・2、48の1・2）

イ 原告らは、令和元年8月上旬頃、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成し、被告組合員にファックスで送信するなどして、有志の会を結成する旨表明し、賛同者を募集した上、同月19日、結成準備会を行った。

さらに、原告らは、同年10月、「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成し、被告組合員に送付するなどして、「東京土建未来の会」と称する会（未来の会）への賛同者を募集し、会員としての加入を呼び掛けた。

原告らは、令和2年2月8日、未来の会の第1回全体会を開催した。

その後、原告らは、未来の会として、同年7月14日に東京都議会（以下「都議会」という。）自由民主党及び公明党の議員と面談した上、同年8月4日にも都議会自由民主党の議員と面談し、同党幹事長宛てに、被告の中央執行委員長名義で作成され、「GO TO REFORM」と称する住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨記載された「要望書」と題する書面（甲13。以下「被告要望書」という。）を提出し、また、「都議会自由民主党 東京土建未来の会世話人会 ご出席議員様」宛てに、未来の会の代表者として原告A名義で作成し、「go to リフォーム」の創設を含む4つの要望事項を記載した書面（乙7。以下「未来の会要望書」という。）を提出した。さらに、同時期に、都議会公明党及び都民ファーストの会の各幹事長宛てに、同文の被告要望書が作成されている。

（甲11ないし13、49、50、乙7、37、53の1・2）

（3）本件各統制処分に係る手続

被告本部の中央副執行委員長3名は、原告らについて、未来の会としての活動が分裂行動に当たるとして、令和2年9月24日付けで中央執行委員会に対する統制処分の申立てを行い、これを受けて被告は、同年10月1日、第7回中央執行委員会において、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定した。

統制委員会は、同日、同月12日及び同月25日に審理を行い、同年11月2日付けで、中央執行委員会に対し、原告らにそれぞれ後記の本件各統制処分をするのが相当である旨答申した。

被告は、同日、第8回中央執行委員会において、前記答申を承認する旨議決した。

（甲6、7、9の1・2、甲23の1・2）

(4) 本件各統制処分

中央委員会は、前記(3)の統制委員会の答申を受けて、令和2年11月4日付けで、原告らに対し、いずれも東京土建一般労働組合同規約(以下「本件規約」という。)40条1項1号、2号、4号及び5号の統制事由に該当することを理由として、次の内容で本件各統制処分をした。

ア 原告Aについて

除名処分(令和2年12月1日)

今後「元東京土建〇〇」等役職名の使用禁止

令和2年11月3日より権利停止、全ての役職罷免、再加入禁止

(甲8の1)

イ 原告Bについて

除名処分(令和2年12月1日)

今後「元東京土建〇〇」等役職名の使用禁止

令和2年11月3日より権利停止、全ての役職罷免、再加入禁止

(甲8の2)

ウ 原告Cについて

権利停止3年(令和2年11月3日より)、全ての役職罷免

(甲8の3)

(5) 被告の綱領又は規約の定め

ア 東京土建一般労働組合同綱領(以下「本件綱領」という。)

本件綱領には、「東京土建一般労働組合は、戦前のたたかひの伝統をひきつぎ、建設労働者の生活と社会的地位の向上のため結成以来一貫してたたかひを進め、同時に大衆的、民主的、階級的労働組合の建設を掲げ奮闘してきた。」「組合は、資本・国家権力からの独立、政党からの独立を堅持し、特定政党支持の立場をとらず、組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を瞳のように大切にしてきた。そして組合員の政党支持、政治活動の自由を守ってきた。同時に、要求と政策の一致する政党・議員とは、その実現のためにもにたたかう。」などと記載されている。

(甲3)

イ 本件規約(東京土建一般労働組合同規約)

4条

組合は、組合員の要求や意見を正しく反映させ組合員が自主的積極的に活動するように努める。

組合員の少数意見は尊重されるが、少数は多数にしたがい、また各々の機関で決定されたもののうち抵触する部分がうまれたときは上部機関の決定を優先することによって単一組織としての機能を高め、団結の力をいっそう強めるよう努める。

40条1項

組合員が下記行為をした場合は、中央執行委員会は別に定める統制委員会規程による統制委員会の答申を受け、その組合員に対し、除名、権利停止、戒告等の統制処分をする。

1号 組合の綱領、規約ならびに重要な決議に違反したとき

2号 組合に対し誹謗、中傷等の行為をし、その名誉や信用を毀損したとき

4号 組合の分裂を企てたり、組合に混乱をもたらす行為をしたとき

5号 前項の他、いちじるしく統制を乱し、組合に損害を与える行為や組合の名誉や信用を毀損したとき

(甲4)

ウ 統制委員会規程

1条

この統制委員会規程は、本件規約40条に依拠するものである。

4条

中央執行委員会及び支部執行委員会はその管轄下にある組合員が本件規約40条所定の行為に該当するとして告発を受けた場合、告発人から事情を聴取して、理由ありと判断したときは、統制委員会にその組合員に対する統制処分申立をしなければならない。

5条

前条の申立をうけたら、統制委員会はこれを受理し、すみやかに審理を開始する。

6条

統制委員会は必要と判断した時は、告発人や被告発人及び参考人から事情を聞き、さらに証拠物件等の調査をすることができる。

7条

統制委員会は、必要と判断した時は告発人及び被告発人から最終意見の陳述を聞くことができる。

8条

統制委員会は申立を受けた件について統制事由の存在を認めた場合、その旨と選択した統制処分を中央執行委員会に答申しなければならない。

9条

中央執行委員会は統制委員会から答申を受けたら、その答申に基づき審議し、これを是とする時は、統制事由と統制処分を決定し、告発人、被告発人及び申立をした執行委員会に通知し

なければならない。

(甲5)

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (確認の利益の有無) について

ア 原告らの主張の要旨

(ア) 被告においては、本部役員である者が大会で役員選挙の投票権を有する代議員として就任することが慣例であったところ、原告らは、それぞれ本部役員として中央副執行委員長又は常任中央執行委員を務めていた。それにもかかわらず、原告らは、本件各統制処分を受けたことから、令和3年3月14日の第74回定期大会において、代議員として就任し、投票権を行使することができなかった。

(イ) また、被告において、名誉中央執行委員に就任した者は、被告内において表彰を受けることができ、機関誌に掲載されるほか、本部の名誉中央執行委員に就任すれば、支部の名誉中央執行委員にも就任することとなり、支部の各種委員会等にも参加することができるようになる。そして、被告における慣例では、本部役員の地位に通算5年以上あった者は、例外なく名誉中央執行委員に就任している。原告A及び原告Bは、本件当時本部役員の地位に通算5年以上就任しており、令和3年3月14日の任期満了で名誉中央執行委員に就任するはずであったにもかかわらず、本件各統制処分を受けたことから、名誉中央執行委員となることができなかった。

(ウ) 以上によれば、本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求1(1))、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求第2(1))及び原告Cが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求第3(1))は、原告らが代議員又は名誉中央執行委員としての地位を有することを確認するためにも必要というべきであるから、確認の利益を有し、適法というべきである。

イ 被告の主張の要旨

(ア) 前記ア(ウ)の各請求は、いずれも各原告が令和3年3月14日までに役員としての権利を有する地位にあったことという過去の法律関係の確認を求めるものであり、確認の利益が認められず、不適法であるから却下されるべきである。

(イ) 被告の代議員には、支部からの推薦を受けた者が選出されることとされている。原告らは、自らの所属する支部から代議員としての推薦を受けなかったことから、代議員とならなかったに過ぎず、本件各統制処分を理由として代議員の資格が付与されなかったわけではない。

(ウ) 名誉中央執行委員の地位は、単なる名誉を伴うに過ぎず、正式な中央執行委員としての法的な地位、法律上の権利義務を伴うものではないから、そもそも法的地位ではないし、本部役員を5年以上務めたからといって、自動的に名誉中央執行委員に就任するわけでもない。

(2) 争点2 (統制事由の有無) について

ア 被告の主張の要旨

(ア) 原告らの未来の会としての活動は、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為として、本件規約40条1項4号の統制事由に該当する。

そもそも本件綱領には、特定政党支持の立場をとらず、組合の統一と団結が重要である旨明記されており、本件規約4条にも、単一組織として団結の力を強めるよう努める旨定められていることからすると、不偏不党を前提に、被告の統一と団結を守ることは、全ての役員に強く求められているというべきである。

被告においては、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、本部の書記長が、政党との勉強会が後援会活動として認められるかとの質問に対し、組合員個人の後援会活動を妨げるものではない旨回答したところ、この時点では、未来の会の設立や活動については何ら想定されておらず、当該回答に基づき、未来の会による活動が許可されたということはできない。

(イ) ところが、本部の中央副執行委員長として被告の幹部役員を務めていた原告Aは、令和元年8月上旬頃、「東京土建の未来の会」、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成、配布し、新たな会を結成して、政党や議員と懇談、協議等を行う旨発表し、組合員に対し広く賛同者を募集した。

被告は、豊島支部の組合員からの情報で原告Aが前記募集を行ったことを知り、同月19日に開いた四役会議において、原告Aに対し、新しい会の名称に「東京土建」との文言を用いることは被告と関連する団体であるとの誤解を招くため相当ではないこと、要請行動を活動目的とするのであれば後援会とはいえ問題があること、分派活動になること等の問題点を指摘し、注意をした。これに対し原告Aは、会の名称について検討すると述べた上、同月21日付けで作成した「仮称 東京土建 未来の会」、「賛同者募集のお知らせ」との記載がある書面に、会の名称につき、被告の本部執行部と協議して決定する旨記載したにもかかわらず、その後、被告との間でこのような協議を行わなかった。

原告Aは、同年10月にも、同様に「東京土建未来の会 (後援活動)」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成、配布し、未来の会を結成するとして、組合員に対し広く賛同者を募集した。このときも被告は、組合員からの情報で原告Aが再び募集を行ったことを知り、その直後の中央執行委員会の後に、原告Aに対して同様の指摘をし、組合員に呼び掛けを行わないよう注意した。

(ウ) このように、被告の役員が、原告らに対し、「東京土建未来の会」との名称で要請行動をしないよう繰り返し注意していたにもかかわらず、原告らは、被告に伝えることなく、令和2年8月4日、未来の会として、都議会自由民主党議員との間で懇談し、リフォーム助成制度の創設を求める要請行動をした。

その際、都議会に対して要請行動をする際は、事前に都連と相談等をするのが慣習であったにもかかわらず、原告らは、そうした相談等をすることなく、要請行動をした。なお、原告らは、同日にした要請行動に際し、被告要望書を政党又は会派に提出しているところ、被告要望書は、次のとおり被告への説明なく作成、提出されたものであった。すなわち、同年7月29日、原告Aが委員長を務める被告の産業対策委員会の職域対策部会において、未来の会の会員である組合員が、住宅リフォーム制度の創設、拡充を求めることを提案し、これが確認されたところ、原告Aは、同部会の休憩時に、被告本部の常任中央執行委員であるE（以下「E」という。）に対し、都議会自由民主党に要請行動をするとして、その要請文を作成するよう指示し、その際、同党との面談日は未定である旨述べるとともに、同年8月4日に未来の会が都議会自由民主党と懇談する予定であったことは秘していた。そこで前記Eは、原告Aが都連への相談等の手続を経て都議会に提出することを予定して、被告要望書を作成し、原告Aに交付したが、原告Aは、都連と相談等をすることなく、同日、被告要望書を都議会自由民主党の議員に対し提出したのである。

その後、未来の会による要請行動について知った被告は、同月7日、同月24日及び同年9月16日に四役会議を開催し、原告Aに対し注意をし、未来の会を解散すること、今後分裂行為を起こさないこと等を求めたが、原告Aがこれに応じなかったことから、本件各統制処分をするに至ったものである。

(エ) 原告らによる未来の会としての活動が被告の分裂を企てるものであったことは、原告らが未来の会の会員をメンバーとして作成していたLINEグループ（以下「本件LINEグループ」という。）でのメッセージ内容からも明らかである。

(オ) 以上の事情を有機的にとらえると、本件綱領及び本件規約においては、不偏不党を前提に、統一と団結が重要であるとされているところ、原告らは、都議会自由民主党という政権与党との間で政策協議や要請行動をする目的で、原告Aを始めとする被告の幹部役員を会員として、被告の一部とも誤認される「東京土建未来の会」との名称の別組織を結成し、被告の役員から繰り返し注意されていたにもかかわらず、被告に事前の承認を求めたり事後の被告をしたりすることなく、また、事前に都連と相談することもなく、後援会活動の範囲を超えて、都議会自由民主党に偏した要請行動をしたものである。

このように、原告らの未来の会としての活動は、被告の統一と団結を揺るがすことにより、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったといえるから、前記統制事由に該当する。

イ 原告らの主張の要旨

(ア) 原告らの未来の会としての活動は、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為とはいえないから、本件規約40条1項4号の統制事由には該当しない。

そもそも本件綱領には、組合員の政治的活動の自由を個別に保障する旨と共に、要求と政策の一致する政党及び議員とは共に闘う旨が記載されており、被告の主張する不偏不党を前提とする記載はない。

(イ) そして、原告Aは、被告の産業対策委員会の責任者として、産業対策委員会で決めた方針を実現し、組合員の地位を向上させるためには、多方面から多様な政党に働き掛けを行うことが重要と考え、有志の参加者を募って、被告が日頃関係を持たない政党との間でも勉強会等の活動を行うことが必要であると考えていた。

そうした中、被告は、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、組合員個人の後援会活動として政党との勉強会を行うことができる旨を確認し、組合員が、有志の参加者を募ることを含めて、被告と日頃関係を持たない政党との間で勉強会や後援会を行うことを認める決議を行った。

そこで原告Aは、被告の活動を側面から応援するため、有志を募って、政党との勉強会や後援会を行う会を結成することとし、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を送付して、賛同者を募集した。そして、原告Aは、同月19日に開催された四役会議において、出席した役員に対し、有志の勉強会の説明と同日に開催される結成準備会への参加を呼び掛けたが、その際、被告の役員からは何らの注意も受けなかった。

また、原告Aは、同年10月にも、同様に「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を送付し、未来の会の賛同者を募集した。その直後の中央執行委員会の後に、原告Aが、被告の役員から、未来の会の設立や活動について注意を受けた事実はない。

その後、未来の会は正式に発足したが、原告Aが賛同者の募集に際して送付した書面の記載からも明らかなおとおり、未来の会は、特定の政党や会派との活動を主たる目的として発足したのではなく、組合員の志に沿う都議会の政党、各派及び議員と懇談、協議等を行うことを予定していたに過ぎない。

(ウ) 未来の会は、被告本部において決定された運動方針を推進するため、政党との勉強会ないし後援会を行うこととし、令和2年7月14日、都議会自由民主党等の議員と顔合わせをする機会を得た。また、未来の会は、引き続き同年8月4日にも、都議会自由民主党の議員と懇談をし、都議会自由民主党で結成された未来の会世話人会に宛てて、未来の会要望書を提出し

た。
被告は、都議会に要請行動をする際は、事前に都連と相談等をするのが慣習であった旨主張するが、都連との間で、そのような取決めは存在しない。なお、原告Aは、前記8月4日の懇談に際して、被告要望書を被告のために都議会議員に提出している。これは、同年7月29日、被告の産業対策委員会の職域対策部会において、「GO TOリフォーム」の要請を各政党に行うことが決まり、原告Aが、被告の本部から、被告要望書を各政党に提出することを依頼されたことによるものである。原告Aは、被告要望書の提出後、被告に対し行動報告書を提出し、被告から役員としての活動費の支払を受けており、このことから、都連との取決めが存在しないことは明らかである。

(エ) 以上のとおり、本件綱領には、組合員の政治的活動の自由を保障する旨や要求と政策の一致する政党及び議員とは共に闘う旨記載されているところ、原告らは、特定の政党や会派との活動に限らず、組合員の志に沿う政党、会派等と懇談、協議等を行うことを目的とし、被告の運動方針を推進するための後援会、勉強会等として未来の会を結成し、都議会議員に対する要請をしたに過ぎない。未来の会に「東京土建」との名称が付されていることは、同会が被告とは異なる名称を持った被告組合員の有志による会であることを意味するにとどまり、被告の一部であることを誤認させるものではない。また、原告らは、有志で政党との勉強会や後援会を行うことを認めた第5回中央執行委員会での決議に基づき、被告の本部役員にも参加を呼び掛けるなど被告にも明らかにしつつ未来の会を結成し、活動したが、被告からは何らの注意や指導も受けなかった。さらに、前記のとおり被告と都連との間で都議会への要請行動に際して事前に相談等をする旨の取決めは存在せず、仮に存在したとしても、都連や都議会自由民主党に混乱が生じた事実はない。

このように、原告らの未来の会としての活動は、同会の名称、組織としての性質、他団体との関係等を考慮しても、被告の目的や活動と軌を一にするものであり、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえないから、前記統制事由には該当しない。

(3) 争点3 (社会的相当性の有無) について

ア 原告らの主張の要旨

本件各統制処分は、明らかに過大であって、次のとおり適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められない。

(ア) 本件においては、原告らに対し、被告本部の中央副執行委員長から中央執行委員会に提出された令和2年9月24日付け統制処分の申立書(以下「統制処分申立書」という。)が事前に開示されることはなく、同年10月1日の第7回中央執行委員会で統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定された後も開示されなかった。

そして、原告Aは、同日の統制委員会の審理に参加したものの、原告らの活動が本件規約のどの点に違反するかは不明確なままであった。その後、同月12日に統制委員会の審理が開かれたが、原告Aは当日出席することができず、日程の変更もされなかった。

また、原告B及び原告Cは、同日の統制委員会の審理に参加したものの、統制処分の具体的理由の開示もなく、十分な弁明の機会も与えられなかった。

したがって、原告らは、本件各統制処分について、事前の理由の開示を受けておらず、十分な弁明の機会も与えられなかったといえる。

(イ) 統制委員会は、令和2年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、事前には全く指摘していなかった本件LINEグループにおける原告らの発言内容を、被告に対する侮辱行為、批判行為として突然取上げ、原告らに弁明の機会を与えることなく、本件各統制処分の理由として追加した。

(ウ) 原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定された令和2年10月1日の第7回中央執行委員会において、被告からは、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをするか否かを審議する際の資料として、「東京土建未来の会回答(9月24日)に対する東京土建としての見解(案)」と題する書面が提出されていた。しかし、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立てをする前に、被告が作成した見解案を記載した書面が存在していたことは不合理である。

また、前記10月1日から1週間前の同年9月24日付けで、統制委員会から原告A宛てに、「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面が送付されていた。これは、既に同日の時点で、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立てがされることを前提として、被告が活動を開始していたことを意味する。

さらに、統制委員会は、同年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」などとして、未だ告発されていない者につき告発を懲慚している。

加えて、被告においては、同年10月1日、同月12日及び同月25日の統制委員会の各審理の前に議事次第が作成されており、処分案までが記載されていた。

これらの事情からは、被告が、当初から統制処分を行うことを前提に手続を進めたことがうかがわれ、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をしたものと考えられる。

(エ) 令和2年11月2日の第8回中央執行委員会においては、原告らに本件各統制処分をするか否かを審議するに当たり、拍手による採決が行われた。このような採決は、投票数、賛成数及び反対数が明確に判断できず、また、投票者の自由な意思が保障されないという点で、適正さを欠き、違法というべきである。

イ 被告の主張の要旨

争う。本件各統制処分は、過大な処分とはいえず、次のとおり適正な手続も経ているから、社会通念上相当であると認められる。

(ア) 統制処分申立書は、令和2年9月24日の本部常任執行委員会で朗読されており、統制委員会は、同申立書をもとに、原告らに十分に理由を開示し、同年10月1日の審理に出席した原告A並びに同月12日の審理に出席した原告B及び原告Cに対し、十分に弁明の機会を与えている。

したがって、原告らが、本件各統制処分について、事前の理由の開示を受けておらず、十分な弁明の機会を与えられなかったとはいえない。

(イ) 統制委員会は、第三者から寄せられた資料に基づき、原告らの本件LINEグループにおける発言内容を認定したものであり、そのことに何ら問題はない。また、統制委員会は、前記発言内容自体ではなく、原告らの未来の会としての活動内容を理由に、本件各統制処分を相当とする旨答申したに過ぎず、原告らの未来の会としての活動については弁明の機会を与えていたから、適正な手続を経ているといえる。

(ウ) 「東京土建未来の会回答(9月24日)に対する東京土建としての見解(案)」と題する書面は、原告Aが令和2年9月16日の四役会議で被告に対し提出していた書面に関する被告の見解を示したものであり、原告らに対する統制事由の有無に関する被告の見解を示したものではない。また、同書面の内容が統制事由の有無に関わるとしても、中央執行委員会が統制委員会に対し統制処分の申立をした理由を記載した資料を提出したのもといえるから、統制処分の申立をする旨決定された同年10月1日の第7回中央執行委員会において、同書面が存在していたことが不合理とはいえない。

同日から1週間前の同年9月24日付けで統制委員会から原告A宛てに「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面が送付されたのは、中央執行委員会で原告らについて統制処分の申立をするか否かに関する審議が予定されていたからに過ぎず、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立がされることを前提として、被告が活動を開始していたことを意味するものではない。

統制委員会が同年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」などとして未来の会の他の会員に対する措置を求めているのも、統制事由の存在の判断をした上での補足事項を述べたものに過ぎず、本件各統制処分に係る手続の公平性に疑問を生じさせるものではない。

したがって、本件各統制処分が、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断によりされたものとはいえない。

(エ) 採決の方式については合議体の議長に選択権が与えられており、必ずしも挙手による採決をしなければならないというわけではないから、令和2年11月2日の第8回中央執行委員会において拍手による採決が行われたからといって、同採決が適正さを欠き違法であったとはいえない。

(4) 争点4 (不法行為の成否) について

ア 原告らの主張の要旨

本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き、社会通念上相当であるとも認められないから、故意又は過失によって原告らの権利又は法律上保護された利益を侵害したものであることができ、不法行為に該当する。

イ 被告の主張の要旨

争う。

(5) 争点5 (原告らの損害) について

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、本件各統制処分によって、被告の役員としての任期満了前に除名又は資格停止となったことから、次の各損害(令和2年11月から令和3年3月までの役職手当及び慰謝料)を被った。

(ア) 原告Aについて

役職手当(月額7万円の5か月分) 35万円

慰謝料 100万円

合計 135万円

(イ) 原告Bについて

役職手当(月額5万円の5か月分) 25万円

慰謝料 100万円

合計 125万円

(ウ) 原告Cについて

役職手当(月額5万円の5か月分) 25万円

慰謝料 100万円

合計 125万円

イ 被告の主張の要旨

争う。なお、原告らの令和2年11月から令和3年3月までの役職手当額及びこれらの役職手当が支払われていないことは認める。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（後掲証拠のほか、甲66、乙35、62、証人F〔以下「F」という。〕、証人E、原告A）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告Aは、平成31年3月に被告本部の中央副執行委員長に就任し、建設分野における賃金、職域、労働、技術等に関する活動を統括する産業対策委員会の責任者を兼務していたところ、被告組合員個人の仕事の確保、賃金等の労働条件の向上に取り組むためには、一部の組合員による有志の会を結成し、与党を含めた都議会の各政党に働き掛ける必要があると考えていた。

その後、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、本部の書記長から、政党との勉強会については、後援会活動として進める旨確認されたこと（前記前提事実(2)ア）を受けて、原告Aは、他の原告らと共に、前記のような有志の会を結成することとし、同月7日頃、「東京土建の未来の会」、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」などと記載した書面を作成して、被告組合員にファックスで送信するなどし、同会への賛同者を募集した。

(甲2、11、乙53の1・2)

(2) ア 被告の本部役員は、令和元年8月7日頃、豊島支部から、前記(1)の書面がファックスで送信されてきた旨の連絡を受け、原告らが「東京土建の未来の会」と称して有志の会への賛同者を募集している旨認識したことから、同月19日の四役会議の際、原告Aに対して、「東京土建」との名称を付して政党に対し要請をすることには問題がある旨注意した。

イ 原告らは、同日、前記四役会議後に有志の会の結成準備会を開き、会の名称について話し合った上、同年10月頃までに会の正式名称を「東京土建未来の会」と決定し、同月吉日付けの、「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と題する書面（甲12）を作成、配布して、同会への賛同者を募集した。

上記書面においては、概要、〔1〕設立趣旨として、被告の綱領に政党・政治活動の自由が謳われていることを前提として、組合員の営業と暮らしの向上（社会的地位の向上）を目指すとともに、我々の志に沿う政党・会派及び議員と具体的な懇談・協議等を行いながら後援活動を行う旨、〔2〕目指す活動として、組合が社会に開かれた有用な組織であることを、政治を含め全方位外交で知らせていくために、私たちの志に沿う全ての政党・会派及び議員の活動を応援するとともに、組合員の自由な政治活動の活性化を図り、被告本部大会で決定した運動方針を側面から支援する旨が記載されている。

その後、原告らは、会員同士で懇親会を開くなどした上、令和2年2月8日、未来の会の第1回全体会を開催した。

(甲12、乙54)

(3) ア 原告らは、本件LINEグループを作成し、会員同士で連絡を取り合っていたところ、原告Aは、令和2年7月2日、同月4日及び同月7日、同グループにおいて、都議会自由民主党及び公明党の議員との間で同月14日に懇談する約束を取り付けた旨のメッセージを投稿した。

この間、原告Aは、同月9日に、都連と都議会各政党等との交渉が行われた際に、被告が共産党及び「生活ネット党」との協議のみに参加したことを疑問視する投稿をし、その後、原告Bらが、被告と共産党との関係を批判する趣旨の投稿を繰り返した。

イ 原告A及び原告Cは、令和2年7月14日、都議会自由民主党及び公明党の議員と面談した。原告Bは、当該面談に参加することができなかつたところ、同日、本件LINEグループにおいて、原告Aから、前記面談が成功した旨のメッセージが投稿されたことを受けて、「良かった！このことで わたし達、都連 土建本部使わなくても、出来るんですね」とのメッセージを投稿した。

同月22日頃、都議会自由民主党の議員から、未来の会に対し、議員連盟を立ち上げる前に未来の会世話人協力会を立ち上げたい旨の連絡があり、未来の会と同党議員との間で、同年8月4日に会合を開くことが合意された。

ウ 令和2年7月29日、被告の職域対策部会がウェブ会議の方法で開かれ、未来の会の会員であり職域対策部長を務めていたGが、自治体に対し、住宅改良を目的とした住宅リフォーム助成制度を創設、拡充するよう要求することを提案した。同日、産業対策委員会の責任者であった原告Aは、被告本部の常任中央執行委員であり、産業対策委員会の担当者を務めていたEに対し、原告A及び前記Gが都議会自由民主党の議員に交付するなど述べて、「go to リフォーム」との題で要望書を作成するよう指示した。そこで、Eは、被告本部のF書記次長と相談しつつ、原告Aとの間で文案を調整した上、都議会の自由民主党、公明党及び都民ファーストの会の各議員に宛てて、「GO TO REFORM」と称する住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨の被告要望書3通を作成の上、同年8月4日までに原告Aに交付し、この際、要請行動に関する報告書の書式（甲14）を交付してその作成を求めた。

原告らは、同日、都議会自由民主党の議員と面談し、被告要望書を提出した後、住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨の要望事項を記載した未来の会要望書を提出した。

(甲13、14、67、68、乙14、37、38、55)

(4) 被告本部は、令和2年8月6日、日野支部からの問合せを受け、原告らが未来の会として同月4日に都議会自由民主党の議員らと面談し、要望事項を記載した書面を提出した旨認識した。

そこで被告本部は、同月7日に四役会議を開催した上、同月24日にも四役会議を開催して、出席した原告Aから陳述を聴取し、前記書面の提出を求め、同月末日頃、原告Aから、未来の会要望書の提出を受けた。

さらに被告本部は、同年9月9日及び同月16日にも四役会議を開催し、被告とは別に活動をする組織は分裂につながる行動として認められない旨判断した。

原告らは、同日、本件LINEグループを通じて、原告Aが同日の四役会議に出席し、未来の会の解散を求められるなどしていた旨の情報を共有していたところ、原告Bは、「潰された、フリをする手もあります！又、私ら非専従役員、すぐ自民党に、入党して、自民党員に対する差別、迫害として、定義出来ます。」とのメッセージを投稿した。

(乙14、37ないし39)

(5) 被告本部の中央副執行委員長3名は、原告らについて、未来の会としての活動が分裂行動に当たるとして、令和2年9月24日付け統制処分申立書により、中央執行委員会に対し統制処分の申立てを行い、これを受けて被告は、同年10月1日、第7回中央執行委員会において、挙手による確認を行い、賛成29、反対14の賛成多数により、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定した。

統制委員会は、同日、同月12日及び同月25日に審理を行い、原告Aは同月1日の審理に、原告B及び原告Cは同月12日の審理に出席した。

統制委員会は、同年11月2日付けで、中央執行委員会宛てに、「『東京土建未来の会』関連の統制処分に関する答申」と題する書面(以下「答申書」という。)を作成し、原告らに本件各統制処分をするのが相当である旨答申した。答申書には、統制事由に該当する事情の一つとして、原告らが被告と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、原告らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていた。

被告は、同日、第8回中央執行委員会において、会場に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によって採決を行うこととし、いずれも賛成多数として、前記答申を承認する旨議決した。

(甲6、7、9の1・2、23の1・2)

2 争点1(確認の利益の有無)について

原告らは、被告の本部役員の地位にあった者が、被告の代議員及び名誉中央執行委員に就任するのが慣例であるとして、本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求1

(1))、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求第2(1))及び原告Cが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分(前記請求第3(1))

は、原告らが被告の代議員又は名誉中央執行委員としての地位を有することを確認するためにも必要であるから、確認の利益を有し、適法である旨主張する。

しかし、本件規約には、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員が被告の本部役員を選出する旨の規定(30条)があるものの(甲4)、その他、被告の内部規程において、被告の本部役員の地位にあった者を当然に代議員とする旨の規定は見当たらず、被告の本部役員としての権利を有する地位にあったことが確認されたからといって、法律上、被告の代議員としての地位を有することが確定するとはいえない。

また、同様に被告の内部規程において、被告の本部役員の地位にあった者を当然に名誉中央執行委員とする旨の規定は見当たらず、被告の本部役員としての権利を有する地位にあったことが確認されたからといって、法律上、被告の名誉中央執行委員としての地位を有することが確定するとはいえない上、そもそも原告らの主張する名誉中央執行委員としての地位に、事実上の名誉等に限らず、何らかの法律上の権利義務が付与されていることを認めるに足りる証拠はなく、当該地位が法律上の地位であるとは認められない。

そうすると、本件訴えのうち前記各部分は、いずれも各原告が被告の本部役員としての権利を有する地位にあったという過去の法律関係の確認を求めるものであるところ、各原告の現在の法律関係をめぐる紛争の解決のために適切かつ必要なものとはいえず、確認の利益を欠くから、不適法として却下を免れない。

3 争点2(統制事由の有無)について

(1) 被告は、原告らの未来の会としての活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為として、本件規約40条1項4号の統制事由に該当する旨主張する。

この点、原告らは、被告組合員の労働条件向上のため与党を含めた都議会の各政党に働き掛ける必要があると考え、「東京土建」との名称を付して未来の会を結成したものであるが(前記認定事実(1)ないし(3))、原告らの主張(準備書面(1)18ないし20頁)を前提としても、原告らは、被告が多様な政党に対する要請行動を行っていない旨の不满を前提として、「全方位外交」を活動内容とする未来の会を結成したものと推認される。

そして、前記認定事実(3)によれば、原告らは、令和2年7月から同年8月初頭にかけて、未来の会の活動として、都議会自由民主党及び公明党の議員との面談を設定・実施する一方で、他の政党(都議会野党)との関係での活動を計画した形跡はなく、前記認定事実(3)ア及びイ並びに前記認定事実(4)の本件LINEグループにおける投稿は、いずれも、被告本部と都議会各政党との関係に対する批判を前提とする内容と解される。

他方で、原告らは、令和元年8月19日に開かれた四役会議において、被告の本部役員から、「東京土建」との名称を付して政党に対し要請をすることには問題がある旨の注意を受けたものの、その後、被告との協議等を経ることなく名称を決定し(前記認定事実(2))、未来の会の活動(上記の面談)について、事前に被告本部の他の役員との間で情報を共有した形跡はない。

これらの事情を総合すると、原告らは、要請行動に係る被告の現状に対する前記の不満や批判を前提として、被告本部や都連を介さず、主に都議会与党との連携を図ることを目的として未来の会を結成し、上記面談等の活動を行ったものと推認するのが自然である。

以上に加え、本件綱領及び本件規約において、被告が統一と団結を大切にし、これを強めるよう努める旨規定されていること（前記前提事実（5）ア、イ）も併せ考慮すれば、原告らの未来の会としての活動が、被告の本部役員に対し、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらそうとしているとの懸念を抱かせるものであったことは否定し難い。

（2）ア しかし、本件綱領及び本件規約においては、組合員の政党支持、政治活動の自由の擁護が謳われており、一方で、被告については、特定政党支持の立場をとらず、組合員の要求や意見を正しく反映させて組合員が自主的積極的に活動するように努め、組合員の少数意見を尊重する旨が規定されている（前記前提事実（5）ア、イ）。

イ これらの綱領等の定めにも照らすと、被告においては、複数の組合員が特定の政党に属する議員との面談等を行うことは組合員の政治活動の自由として許容されるし、これを前提とすると、当該面談等において、組合員らが共通の関心事として被告の活動（要望事項）を話題とすることは自然な流れというほかない。

ウ さらに、前提事実（2）アのとおり、被告においては、未来の会の結成に先立ち、住宅リフォーム予算の獲得に関する大田支部の報告を契機として、多様な政党との懇談につき質問がされ、これに対する回答として、書記長において、本部においても共産党以外の多様な政党との懇談をしているとの認識を示した上で、約1か月間の検討の後、本部の活動とは別に、組合の方針と綱領に照らしながら、個人の後援会活動として懇談を行うことを妨げないとの認識を示したものである。当該回答は、被告が特定政党支持の立場を取らないことを前提として、被告本部による要請行動と別途、多様な政党との間で、組合の要望事項の実現を目的として、組合員個人の政治活動として懇談を行うことを許容したものと解され、「組合の方針と綱領に照らしながら」との部分についても、懇談の相手方となる政党の選択について、被告において介入する趣旨とは解し難い。

そうすると、原告らにおいて、被告の現状に対する不満や批判を前提として、都議会与党との連携を図る目的を有していたとしても、被告において特定政党支持の立場を前提としていない以上、要請行動の在り方に関する意見の対立については、被告内部の議論と多数決による解決が想定されていたものというべきである。上記の不満等や目的の存在により、原告らの活動が直ちに被告の方針や綱領に反するものとはいえない。

以上によれば、前記（1）で述べたところを考慮しても、原告らの活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすもの（本件規約40条1項4号）とは直ちに評価し難いものというほかない。

（3）この点、被告の主張中には、未来の会の名称、組織、活動内容及び他団体との関係等につき主張する部分がある。

ア 名称について

未来の会の名称は、被告の名称である「東京土建」を付したものである。

しかしながら、被告の複数の組合員が政党や議員との懇談を行い、これを「後援会活動」として行う以上、当該後援会につき、被告の名称を使用することは自然な流れといえ、現に、「東京土建」ないし「土建全都」の名称を付して政党に対する後援会活動を行う任意団体が複数存在したものと認められる（甲15の1ないし4）。「東京土建」の名称自体から、被告の組織の分裂や混乱をもたらす要素を見いだすことは困難というほかない（原告らの活動との関係については後述する。）。

イ 組織について

証拠（甲11、12、49、50、乙53、54〔枝番を含む。〕）によれば、未来の会については、数度にわたり、組合員に対し広く賛同者の募集が行われ、当該募集文書においては、会費の徴収、運営委員会を設置及び定期的な総会の開催につき記載がされており、令和2年2月8日に開催された全体会（総会）においては、運営委員等の役員が決定されたほか、被告の中央執行委員会の議案等に関する分析や意見集約等が予定されていたものと認められる。これらの事情によれば、原告らは、未来の会について、運営及び活動資金の面で継続性を有するとともに、被告の運営につき意見集約を図る集団として構想していたことがうかがわれる。

しかしながら、原告A（甲50）は、未来の会について開催された全体会（総会）は、前記令和2年2月の1回のみであり、前記意見集約等に係る議題については、現実には議論されなかった旨を陳述するところ、その後の全体会（総会）の開催や、未来の会による意見具申等の存在をうかがわせる証拠はなく、上記陳述の信用性は否定し難い。これに加え、前記（2）で述べたところを併せ考えると、上記構想の存在を前提としても、原告らにおいて、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難い。

ウ 活動内容及び他団体との関係について

原告らは、未来の会として都議会自由民主党の議員と懇談し、未来の会要望書を提出しているところ、当該書面に記載されていた住宅リフォーム助成制度の創設等の要望事項は、それ自体被告組合員の仕事の確保や労働条件の向上につながるものであり、前提事実（2）アにおける被告本部書記長の回答の契機となった「住宅リフォーム予算の獲得」とも軌を一にするものである。被告本部の常任中央執行委員であったEが、原告Aからの要請を受けて、同様の要望事項を記載した被告要望書を作成、交付すること自体には応じていること（前記認定事実

（3）ウ）も考慮すると、未来の会の活動は、その内容面においては、被告の目的、方針等に

沿うものであったということが出来る。

一方で、原告Aは、未来の会として設定した都議会自由民主党議員との懇談の機会に、被告要望書及び未来の会要望書をともに提出している。このような行動は、原告らが被告の役員であったことと相まって、懇談の相手方に対し、未来の会が被告の代表ないし窓口であるとの印象を与える可能性があるものといえる。

しかしながら、未来の会要望書(乙7)には、被告要望書と異なり「要望書」との表題は付されておらず、この点につき、原告Aは、要請行動に関する被告からの指摘に配慮した旨を供述している(原告A本人50頁、51頁)。また、未来の会要望書の冒頭部分には、未来の会の趣旨につき、被告の綱領に謳われた組合員の政治活動の自由に基づく団体である旨が記載されている。これに加え、原告らは、都議会自由民主党の議員に対し、Eから交付された被告要望書を提出した後、当該書面とは別に未来の会要望書を提出し、住宅リフォーム助成制度の創設等を要請していること(前記認定事実(3)ウ)に照らすと、飽くまで被告自体とは異なる一部の被告組合員によって結成された有志の会である旨を明示して活動していたものということができ、現実には、都議会自由民主党において未来の会の位置付けにつき混乱を生じた形跡はない。原告らにおいて、活動の相手方に対し、被告の活動である旨を誤認させることにより、被告の分裂や混乱を意図していたものとは認め難い。

なお、被告は、都議会に対し要請をする際は事前に都連と相談等を行うことが慣習であり、未来の会の活動により都連に混乱が生じた旨主張するが、かかる慣習が書面で定められていることを認めるに足りる証拠はない上、Fは、当該慣習が被告組合員全員に周知されていたわけではないことを自認している(証人F 34頁)。また、被告は、上記の主張につき都連の役員等に係る人証申請を行わない一方で、Hの陳述書(乙64)によれば、傘下の各組合が、自らの都合により不定期に「地元都議会議員」に要請を行う場合があったものと認められ、特定の「地元都議会議員」を想定し難い被告(甲4・第2条参照)については、むしろ広範な要請行動等が許容されていた可能性が高いと考えられる。以上によれば、被告主張の慣習が存在していたこと自体認め難い。また、仮に当該慣習が存在したとしても、当該活動が統制事由に該当することを基礎付ける事情として重視することはできないというべきである。

(4) 以上述べたところを総合すると、原告らの活動は、被告による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすものとはいえない(前記(2))。また、原告らの活動は、その内容面においては被告の方針に沿うものであり、相手方との関係において、被告の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難い(前記(3))。以上によれば、原告らの未来の会としての活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえず、本件規約40条1項4号の統制事由に該当するとは認められない。

したがって、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き無効であるから、原告らの請求のうち、原告A及び原告Bがそれぞれ被告に対し組合員としての権利を有する地位にあることの確認を求める部分並びに被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした統制処分が無効であることの確認を求める部分はいずれも理由がある。

4 争点3(社会的相当性の有無)について

(1) 原告らは、統制処分申立書が開示されず、統制委員会の審理において十分な弁明の機会も与えられなかった旨主張する。

しかし、統制委員会の審理のうち、原告Aは令和2年10月1日の審理に、原告B及び原告Cは同月12日の審理にそれぞれ出席している上(前記認定事実(5))、原告Aから統制委員会宛てに提出された弁明書には、統制処分申立書に対する反論内容が記載されていること

(乙5)からすると、原告らに対し統制処分申立書が開示されなかったとは認め難い。

そうすると、原告らに統制処分申立書が開示されず、統制委員会の審理において十分な弁明の機会が与えられなかったとはいえないから、原告らの前記主張は採用することができない。

(2) 原告らは、被告が当初から統制処分を行うことを前提に手続を進め、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をした旨主張する。

この点、原告らが前記主張の根拠として主張する事情のうち、原告Aが令和2年9月24日付けで統制委員会から受領した「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面

(甲16)には、「本部四役複数人から『貴殿の統制処分を求める申立書』が中央執行委員会に提出されます。」などとして、同年10月1日の第7回中央執行委員会後に予定される統制委員会の審理への出席を求める旨記載されていたことから、中央執行委員会における統制処分申立ての決定に先立ち、原告らに対する審理の開始に備えて統制委員会が招集されたことが推認される。しかしながら、統制委員会が、その規程上、中央執行委員会の申立後速やかに審理を開始すべき立場にあり(前記前提事実(5)ウ)、特に、分派行動に係る申立てに関しては、一般的に迅速な審理が必要と考えられることに照らせば、中央執行委員会の決定を条件として、予め統制委員会が招集されることが不自然とはいえない。

また、統制委員会の各審理の前に作成された議事次第(乙1ないし3)については、結論としての統制処分につき、〔1〕初回の審理(令和2年10月1日)に関しては「統制処分に至る場合」として3種類の処分(除名、権利停止、戒告等)が記載され、〔2〕2回目の審理

(同月12日)に関しては、上記3種類のほか、「処分保留」が選択肢として記載され、

〔3〕3回目の審理(同月25日)に関しては、「答申文書案」として、具体的な処分案が記載されているが、これらは、統制委員会において、審理の進捗に応じて検討の対象となる処分

案を具体化した状況を示すものに過ぎない。また、2回目の審理については、「弁明書のポイント整理」（乙2・4頁以降）として、原告らの弁明書に対応して統制事由の存在を主張する趣旨の記載があるものの、全体として、断定的な記載を避け、各委員の判断を促す内容であり、特定の結論を予定したものとはいえない。被告が当初から特定の統制処分を行うことを前提に手続を進めていたものとは認め難い。

さらに、原告らが主張するその他の事情のうち、「東京土建未来の会回答（9月24日）に対する東京土建としての見解（案）」と題する書面（甲6・9頁）については、中央執行委員会（令和2年10月1日）において統制処分の申立ての可否を決定するにあたり、原告らが弁明の趣旨で提出した同年9月24日付け書面（乙10）の内容につき検討することは当然であり、申立てを正当とする立場から上記「見解（案）」が作成されたとしても、合議体の検討に係る議論のたたき台の域を逸脱するものとはいえず、被告の恣意性を裏付けるものとはいえない。

加えて、統制委員会が、答申書において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」と称して、未来の会の他の会員に関して然るべき措置を講じるよう上申していること（甲7）については、原告らに対する統制事由の存在を前提として他の会員に対しても公平に同様の措置を採ることを勧告したものに過ぎず、同様に被告が恣意的な判断により本件各統制処分をしたことを基礎付けるものとはいえない。

以上によれば、統制委員会が、統制処分を行うことを前提に審理や答申を行い、被告が、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をしたとは認め難いから、原告らの前記主張は採用することができない。

(3) もっとも、統制委員会の答申書（甲7）では、統制事由に該当する事情の一つとして、原告らが被告と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、原告らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていた（前記認定事実（5））ところ、統制委員会が令和2年10月25日までは当該メッセージの内容を把握していた（乙3）にもかかわらず、当該メッセージの内容について原告らに弁明の機会が付与されたことを認めるに足りる証拠はない。

この点、被告は、原告らが未来の会の活動について弁明の機会を与えられているから、前記メッセージの内容につき弁明の機会を与えられていないことは違法となるものではない旨主張する。しかしながら、前記答申書のうち、「統制処分に至った理由」（甲7・3頁ないし9頁）の記載の半分程度が本件LINEグループに依拠しており、統制委員会において、本件統制処分の正当性を裏付ける証拠として、これを極めて重視したことは明らかである。一方で、原告らの批判的投稿は、被告の要請行動の在り方に対する原告らの不満や批判（前記3（1）参照）を前提とするものと解され、また、その大部分は、都議会自由民主党との面談の発覚以降、本件統制処分に至る過程で生じた被告本部に対する批判を表現したものと解されるにもかかわらず、答申書における引用は、これらの事情を無視しており、恣意的な引用との評価を免れない。以上によれば、原告らが前記メッセージの内容につき弁明の機会を与えられていないことは、手続として不適正であったといわざるを得ない。

また、そもそも令和2年10月1日の第7回中央執行委員会では統制委員会に対し統制処分の申立てをすることについて相当数の反対票が投じられ、統制処分の可否自体については慎重に賛否を集計すべき状況であったにもかかわらず、同年11月2日の第8回中央執行委員会においては、会場に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によって採決が行われ、賛成多数として統制委員会の答申を承認する旨議決されており（前記認定事実（5））、投票の秘密性も担保されず、また、賛成が多数か否かも不明瞭な投票方法によって、採決が行われたということができ、手続として不適正であったといわざるを得ない。

したがって、本件各統制処分は、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められない。

5 争点4（不法行為の成否）について

前記3及び4のとおり、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠く上、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められないから、故意又は過失によって原告らの権利又は法律上保護された利益を侵害したものであるといえることができ、原告らに対する不法行為に該当する。

6 争点5（原告らの損害）について

原告らは、本件各統制処分によって、それぞれ除名又は権利停止となり、同処分を受けた令和2年11月から被告の役員としての任期満了が予定されていた令和3年3月までの5か月分の役職手当の支払を受けておらず、これらは原告らが不法行為によって被った損害と認められる。そして、原告らが本件各統制処分によって被った精神的苦痛に対する慰謝料はそれぞれ10万円とするのが相当であるから、原告らは、それぞれ被告に対し、次の各合計金額及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める請求権を有するものである。

(1) 原告Aについて

役職手当（月額7万円の5か月分） 35万円

慰謝料 10万円

合計 45万円

(2) 原告Bについて

役職手当（月額5万円の5か月分） 25万円

慰謝料 10万円

合計 35万円

(3) 原告Cについて

役職手当(月額5万円の5か月分) 25万円

慰謝料 10万円

合計 35万円

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第11部

裁判長裁判官 前澤達朗 裁判官 山崎雄大 裁判官 山田悠一郎



Copyright (C)1999 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。